

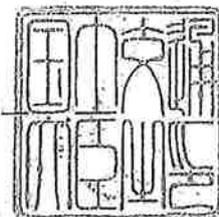


資料1

国海員第119号
平成29年7月20日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第278号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則の一部改正等について

諮問理由

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）の一部改正等を別紙に従って行うことについて、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

1 液化天然ガス等燃料船関係

- ① 危険物等取扱責任者を乗り組ますべき船舶を定めることとする。
- ② 危険物等に係る新たな資格区分として甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）及び乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）を規定し、その乗組みに関する基準を定めることとする。
- ③ 甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）及び乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の職務を定めることとする。
- ④ 甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）及び乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定について定めることとする。
- ⑤ 学科講習（低引火点燃料）の登録の申請、登録の要件及び登録の更新等について定めることとする。
- ⑥ 登録学科講習（低引火点燃料）の実施に係る義務として、講習形式及び講習時間等について定めることとする。
- ⑦ 危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定の更新について定めることとする。
- ⑧ 甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）及び乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定要件を定めることとする。

- ⑨ 登録学科講習（低引火点燃料）の講師の条件を定めることとする。
- ⑩ 危険物等取扱責任者の認定申請書、認定の証印、認定更新申請書の書式について、所要の改正を行うこととする。

2 その他

- ① 液化天然ガス等燃料船における一定の作業について、航海日誌にその概要を記載することとする。
- ② その他所要の改正を行うこととする。

第二 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部改正関係

- ① 液化天然ガス等燃料船の機関部の安全担当者の要件について定めることとする。
- ② 登録安全担当者講習（低引火点燃料）の登録の要件及び講習の内容等について定めることとする。
- ③ その他所要の改正を行うこととする。

第三 船員の労働条件等の検査等に関する省令（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部改正関係

条項ずれへの対応等所要の改正を行うこととする。